

## 別紙 2

平成 30 年 4 月 1 日以降、様式の提出手続を変更する研究種目等

「特別推進研究」(国庫債務負担行為分除く)、「新学術領域研究(研究領域提案型)」、「基盤研究(S・A・B・C)」、「挑戦的萌芽研究」、「挑戦的研究(開拓・萌芽)」、「若手研究(A・B)」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」、「特別研究員奨励費」、「国際共同研究強化」、「国際活動支援班」、「特設分野研究基金」

手続を変更する様式	変更前の手続 (平成 30 年 3 月 31 日まで)	変更後の手続 (平成 30 年 4 月 1 日以降)
A、B、C、D、E、F、X、Y、Z 様式のうち、電子申請システムに対応している様式	電子申請システムを利用した作成・入力内容の送信及び当該内容を出力した印刷物による様式の提出。	電子申請システムを利用した作成・入力内容の送信。

注 1 A、B、C、D、E、F、X、Y、Z 様式のうち、電子申請システムに対応していない様式については、提出方法の変更はありません。(振興会のホームページからダウンロードした様式の作成及び印刷物による様式の提出。)

注 2 その他の研究種目については、上記の実施状況を踏まえ、様式の提出方法を検討する予定です。

注 3 現在、電子申請システムに対応していない様式についても、今後、電子化を進める予定です。